平成24年 第3回定例会 横瀬町 議会会議録

目 次

招集告示		• • • • • • •	• • • • •							1
応招·不応招議員			• • • • • •							2
6月20日 (水)	○開									
	○開	議…	• • • • •		•••••	• • • • •				5
	○町長都	あいさ	シー			• • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • •		5
	○議事日	日程の)報告	<u></u> -····		• • • • •				6
	○会議録	录署名	1議員	員の指	省名…					6
	○会期(の決定	₹							6
	○諸般の	の報告	-							7
	○一般質	質問…								1
	3	番	内	藤	純	夫	議員…			1
	4	番	大	野	伸	惠	議員…			1 8
	1	番	富	田	能	成	議員…			2 7
	○報告第	第1号	計の上	:程、	説明]、貿	質疑			3 3
	報告	告第 1	号	有限	会社	上果村	対公園を	しがく	くぼの経営状況について	
	○報告第	第2号	号の上	:程、	説明]、貿	質疑			3 6
	• 報告	告第 2	号	平成	t 2 3	年度	医横瀬町	「一般会	会計繰越明許費繰越計算	書の
				報告	たこ	いいて				
	○請願第	第1号	骨の妻	是員長	報告	r、 質	質疑、 計	 	系決	3 7
									の早期制定を求める請願	
	○議案第	第24	1号の)上程	E、 診	胡、	質疑、	討論、	採決	3 8
									管理条例の一部を改正する	
				例	ı]					
	○議案第	第25	号0)上程	E、 診	胡、	質疑、	討論、	採決	3 9
									设会計補正予算 (第1号)	
									採決	
									等 選保険特別会計補正予算	
	rs4.2	, , , , _	=" ",		号)	- 1	. ~ 12371	. 4218	2011/2014/44 WHI III	₩.I¥
	○議案管	第27	'号()			細、	質疑	討論.	採決	4 1
									等 至 至 至 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	
	H-H-	?:	, , ,	, –	-gy. /.	, + +		3 14 14 5	3 事来大計棚にア星(中)	l <i>→</i>)

・議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について	
○日程の追加	4 5
○発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 5
・発議第3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書	
について	
○閉会中の継続審査の申し出	4 7
○閉 会	4 8

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第39号

平成24年第3回横瀬町議会定例会を、平成24年6月20日横瀬町役場に招集する。

平成24年6月11日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 · 不 応 招 議 員

応招議員(12名)

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓力	で郎	議員
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠	議員
5番	若	林	想一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員
7番	町	田	勇 佐	久	議員	8番	若	林	スミ	: 子	議員
9番	関	根		修	議員	10番	小	泉	初	男	議員
11番	若	林	新一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員

不応招議員(なし)

第 1 日 6月20日(水曜日) 本 会 議

平成24年第3回横瀬町議会定例会 第1日

平成24年6月20日(水曜日)

議事日程(第1号)

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、町長あいさつ
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、諸般の報告
- 1、一般質問
 - 3 番 内 藤 純 夫 議員
 - 4 番 大 野 伸 惠 議員
 - 1 番 富 田 能 成 議員
- 1、報告第 1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についての上程、説明、質疑
- 1、報告第 2号 平成23年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての上程、説明、質 擬
- 1、請願第 1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書の委員長報告、質疑、討論、採 決
- 1、議案第24号 横瀬町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第25号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第26号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、討論、 採決
- 1、議案第27号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第1号)の上程、説明、質疑、討論、採 決
- 1、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦についての上程、説明、質疑、採決
- 1、発議第 3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書についての上程、説明、質疑、 討論、採決
- 1、閉会中の継続審査の申し出
- 1、閉 会

午前10時開会

出席議員(12名)

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓次	郎	議員
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠	議員
5番	若	林	想 一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員
7番	町	田	勇 佐	久	議員	8番	若	林	スミ	子	議員
9番	関	根		修	議員	10番	小	泉	初	男	議員
11番	若	林	新一	郎	議員	12番	若	林	清	亚	議員

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加	藤	嘉	郎	町 長	渡	辺	利	夫	副町長
高	野	修	行	教 育 長	松	原		勲	参会管 理 者
木	崎	泰	明	参 事 兼 まち経営 課	田	端	啓	=	総務課長
高	野	直	政	税務課長	大	場	紀	彦	いきいき 町民課長
大	野	雅	弘	健康づくり 課 長	町丁	田		勉	保育所長 兼 児童館長
村	越	和	昭	振興課長	柳		健		建設課長
町	田		多	上下水道 課 長	富	田		等	教育次長
_	柳	俊	→	代 表 監査委員					

本会議に出席した事務局職員

小 泉 源太郎 事務局長 逸 見 雅 彦 書 記

◎開会の宣告 (午前10時02分)

○若林スミ子議長 皆さん、おはようございます。

平成24年第3回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。	ただいまより開会いたします。

 ♦ —

◎開議の宣告

○若林スミ子議長

直ちに本日の会議を開きます。

^
<u> </u>

◎町長あいさつ

○若林スミ子議長 町長のごあいさつをお願いいたします。

町長。

[加藤嘉郎町長登壇]

〇加藤嘉郎町長 おはようございます。開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

平成24年度も2カ月余り過ぎ、若葉のさわやかな季節からいつしか梅雨の季節となりました。本日ここに6月議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

まず、審議に先立ち、本日前の行政報告をさせていただきます。最初に岩手県からの災害廃棄物、木くずの受け入れについてでございます。さきの常任委員会におきましてもご報告いたしましたが、当町といたしましては実証試験結果によって木くずの安全性が確認されたこと、また町議会の受け入れに関する決議や区長会のご意見、環境審議会の答申等を踏まえ、5月30日に直接知事と会見し、木くずの受け入れを表明いたしました。受け入れに当たり4項目の条件を付しましたが、その条件をもとに埼玉県との間で災害廃棄物、木くずのセメント資源化処理業務に関する覚書を締結をいたしました。この覚書についてはさきの常任委員会で配付させていただきました。今後とも受け入れに不安を抱いている町民の方々の不安を解消し、安全、安心な暮らしを確保してまいりますので、議員各位のご理解ご協力をお願い申し上げます。

次に、福祉計画の策定について申し上げます。これまで福祉の分野では高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など対象者ごとに必要な福祉サービスが提供されてきました。このような中、少子高齢化の急激な進行、社会経済状況の変化に伴い、新たにひきこもりや虐待問題、高齢者等の孤独死、孤立死問題、さらに災害時要援護者、発達障害者などへの支援等さまざまな課題が生じております。こうしたさまざまな課題に対応していくため、当町では第5次横瀬町総合進行計画に掲げる「みんなが助け合い、こころのふれあいを大切にする絆の強いまち"よこぜ"」の推進を目指し、横瀬町地域福祉計画、そして第2期横瀬町障

害者計画及び第3期障害者福祉計画と第5期横瀬町高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定いたしました。過日議員の皆様には計画書を配付させていただきました。今後、計画の実現に向けて積極的に取り組んでまいりますので、議員各位の一層のご協力をお願い申し上げます。

続きまして、主要施策の事業の一つでもあります農業魅力体験事業について報告をいたします。この事業は町有地を体験農園として貸し出し、野菜や花を栽培して自然と触れ合うことで、農業に対する理解を深めたり、農業体験を通して地域間の交流機会の拡大を図るものであります。12区画の募集に対し、9名の方から申し込みがあり、4月1日に農園の名称「ブコーさんのうららか農園」として開園いたしました。青空の下を各利用者は互いに交流を深めながら、農作業に汗を流しております。

以上、行政報告と施策の進捗状況について申し上げましたが、今年度計画いたしました各事業が予定どおり円滑に執行できますよう全力を挙げて取り組んでまいりますので、今後とも町政運営に対しまして一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本定例会にご提案いたしました付議事件についてでありますが、報告2件、条例の一部改正1件、一般会計補正予算を初めとする特別会計補正予算3件、人事案件1件についてご審議を願うことといたしております。何とぞ慎重にご審議の上、ご意決賜りますようお願い申し上げまして、本定例会開会に当たりましてのごあいさつといたします。

〇若林スミ子議長 以上で、町長のあい	15.	ノを終わ	り	ます。
--------------------	-----	------	---	-----

◎議事日程の報告

〇若林スミ子議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○若林スミ子議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員の指名については、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

10番 小 泉 初 男 議員

9番 関 根 修 議員

7番 町 田 勇佐久 議員

以上の3名の方にお願いいたします。

◎会期の決定

○若林スミ子議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

3番、内藤純夫議員。

〔内藤純夫議会運営委員長登壇〕

〇内藤純夫議会運営委員長 おはようございます。委員長の内藤でございます。議長よりご指名をいただきましたので、議会運営委員会の報告をさせていただきます。

6月12日午後2時より、301会議室におきまして議会運営委員会を開催いたしました。出席者は、委員 5名、事務局長、書記でございます。事務局長より本定例会の議案等の提示を受け、日程及び会期につい て審議いたしました。

議案件数及び一般質問者の人数等を検討の結果、会期は6月20日、1日間と決定いたしました。

なお、一般質問につきましては1名1時間以内、1問1答方式とさせていただくことを確認いたしました。質問者、答弁者の方は、明瞭、簡潔にわかりやすく、短い質問、答弁を心がけていただきますよう、お願いいたします。

各議員におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜り、円滑な議会運営がなされますようお願いいた しまして、議会運営委員会の報告を終了いたします。よろしくお願いいたします。

〇若林スミ子議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長の報告どおり、本日20日、1日間と決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は1日間と決定いたしました。

 \Diamond

◎諸般の報告

○若林スミ子議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

議長の諸報告について報告いたします。

このことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承いただきたいと思います。

続きまして、例月出納検査の結果について報告されておりますので、監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

[一柳俊一代表監査委員登壇]

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の一柳でございます。

ただいま議長からご指名をいただきましたので、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、 過日3カ月間の例月検査出納検査についてご報告しておりますので、その点をご説明申し上げます。 検査の実施日は、平成24年3月21日、4月19日及び5月18日の3日間でございます。関係者の出席、必要調書、帳簿、証拠書類の提出を求めて、監査委員2名で実施をさせていただきました。

検査の対象は、一般会計と国民健康保険等4つの特別会計並びに水道事業会計にかかわる歳入歳出現金 出納状況についてであります。

次に、検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し正確に処理 されており、計数上の誤りは認められませんでした。また、軽易な事項につきましては、検査の過程で触 れておきましたので、ここでは省略させていただきます。その他、特に指摘事項はございません。

なお、平成24年4月30日現在の現金預金残高についてでありますが、一般会計において4億2,307万4,612円、水道事業会計におきましては2億3,146万8,526円であることを確認いたしました。

さらに、4月19日に水道事業の棚卸しを実施した結果、これにつきましても異常ありませんでしたので、 申し添えさせていただきます。

以上で、ご説明、ご報告を終わります。

○若林スミ子議長 例月出納検査の説明を終わります。

次に、各委員長の報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員長、2番、新井鼓次郎議員。

[新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長登壇]

○新井鼓次郎総務文教厚生常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名がございましたので、 総務文教厚生常任委員会の審査の概要についてご報告いたします。

開催日は、去る6月6日金曜日で、午後1時15分より開催いたしました。出席者は、委員6名全員出席と執行部11名、事務局2名でございます。

審査事件は、1、委員会付託案件、請願第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書について。2、委員会付託案件、陳情第1号 年金減額について国(内閣総理大臣・厚生労働大臣)へ意見書提出を求める陳情書について。3、教育委員会報告。4、その他でございます。

最初に、町長からあいさつをいただいた後、会議録署名委員を指名し、直ちに会議に入りました。

議題の1は、委員会付託案件、請願第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書についてです。審議いたしました内容につきましては、後ほど議題として上程されており、改めて報告いたします。

議題の2は、委員会付託案件、陳情第1号 年金減額について国(内閣総理大臣、厚生労働大臣)へ意見書提出を求める陳情書についてです。本件は、平成24年3月定例会で本委員会に付託となったもので、審議において参考上必要あるものについては執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。

まず、執行部より年金減額についての説明を受けた後、討論を行いましたが、各委員の意見はおおむね次のとおりであります。無年金、低年金者に対する緊急の救済措置について、その財源が明確に把握できていない。年金加入者が努力して積み上げた中から救済措置の財源として使われるのであれば反対だが、別財源からの救済であればよい。継続審議とし、意見書の修正、財源の確認をするなどの意見が出ました。

以上、討論までの内容を踏まえ、採決をいたしました。採決の結果、挙手多数により、継続審議と決定いたしました。

議題の3は、教育意見会報告です。教育長より資料に基づき、学校教育の基本方針、校長会、教頭会の主な指示伝達事項、その他平成24年度中学生海外派遣事業、学校給食用食材の放射性物質測定について報告、説明を受け、質疑応答を行いました。本委員会としては、これらの教育委員会報告について説明を受けたということで、まとめといたしました。

次に、議題の4、その他ですが、執行部から6月議会提出案件の概要について報告、説明を受けました。 本委員会としては、執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととし、まとめとい たしました。

以上で、総務文教厚生常任委員会の報告を終わります。

〇若林スミ子議長 総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長、6番、赤岩森夫議員。

[赤岩森夫産業建設常任委員長登壇]

〇赤岩森夫産業建設常任委員長 皆さん、おはようございます。議長よりご指名がございましたので、産業 建設常任会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告 いたします。

開催日時、平成24年6月6日、水曜日、午前10時。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員5名、議長、執行部5名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、寺坂棚田のまつり開催事業について。2、その他についてでございます。 執行部を代表して、加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を内藤純夫委員、 大野伸惠委員にお願いをいたしました。

加藤町長より、あいさつの中で災害廃棄物 (木くず) のセメント資源化処理にする覚書について説明を 受けました。

審査経過、まとめ。 1、所管事務調査、寺坂棚田の祭り開催事業について。振興課長より資料に基づき報告、説明を受けました。

- ①、寺坂棚田について。埼玉県内最大級の棚田で全面積は5.2へクタール、うち田んぼは約4へクタールあります。平成23年度現在、里山の風景が四季を通じて楽しめる棚田でございます。
 - ②、事業実施団体、寺坂棚田保存会、振興課で支援をしている団体でございます。
- ③、事業目的。今回の事業実施は外に向けた観光イベントとして位置づけ、来客する方々をお迎えする環境整備ほか、地域住民と都市住民との交流の場として、貴重な資源である棚田のPRなど季節を通じたイベントを積極的に展開し、このイベントが長期に開催することが、地域のコミュニティーの強化、農業及び観光の振興などにより、地域の活性化を図ることを目的としています。
- ④、事業内容。夏、寺坂棚田ホタルかがり火まつりを7月7日に開催をいたします。秋、寺坂棚田の彼 岸まつりなどを計画しております。以上、詳細に説明をいただきました。

質疑応答後、議題について執行部より報告、説明を受けたということでまとめました。

2、その他について。執行部から6月定例会提出案件、所管事務事項に係わる状況報告、説明がありました。

まとめ。執行部からの報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。 以上で報告を終わります。

〇若林スミ子議長 産業建設常任委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会の報告をお願いいたします。

11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

O11番 若林新一郎議員 皆さん、おはようございます。議長からご指名がございましたので、秩父広域市 町村圏組合議会に関する、前回以降の報告をいたします。

組合議会におきましては、前回報告以後、全員協議会も議会も開催されておりませんけれども、懸案事項となっております秩父斎場建てかえ候補地について進展がございますので、報告をしておきます。

候補地でありました聖地公園グラウンドが、諸般の事情により早期建設が極めて困難と判断されました。 そして、その後、地元の下宮地町会の秩父斎場建設対策協議会長のほうから、再度の交渉に応ずるという お話がございました。そういうことで、現在はその状態で、まだそれに対する結論は出ておりません。 以上です。

〇若林スミ子議長 以上で、諸般の報告を終わります。

この際、報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。

12番、若林清平議員。

- **〇12番 若林清平議員** 今、広域組合議会の報告を賜りましたけれども、その報告文書がないのですけれど も。これはどういうことなのでしょうか。
- 〇若林スミ子議長 11番、若林新一郎議員。

〔11番 若林新一郎議員登壇〕

O11番 若林新一郎議員 報告書がないというお話でしたけれども、実は議会の報告なのですけれども、先ほど申し上げましたように広域組合の議会、全員協議会と開催されておりません。ですけれども、懸案となっていることなので、一応報告することにしたわけです。そして、内容も極めて簡単なことですので、あえて報告書はつけませんでした。

以上です。

- 〇若林スミ子議長 12番、若林清平議員。
- O12番 若林清平議員 できれば、この議会において報告のある場合には、ちゃんとした報告書提出をして もらって報告をするか、そういう報告書がない場合には、今までのルールからいっても、あえて組合議会 の報告をすべきではないと思うのですが、その点議長としてはどう判断するのか、議会ルールをきちっと 守っていただかないと困ると思うのですが、その点ちょっとお聞きしたいと思います。
- ○若林スミ子議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

〇若林スミ子議長 それでは再開いたします。

--- ♦ -

◎一般質問

- **○若林スミ子議長** 日程第4、町政に対する一般質問を行います。
 - 一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔、明瞭な発言をお願いいたします。

なお、ここで本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。

一般質問は3名の方がおりますが、最初演壇にてすべてに対し質問を行い、再質問より質問席にて一問 一答方式で質問を行いますので、あらかじめご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

3番、内藤純夫議員。

[3番 内藤純夫議員登壇]

○3番 内藤純夫議員 3番、内藤でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に 沿って質問させていただきます。 3項目の質問でございます。

1項目めに、東日本大震災の被災地復興に対し、町長のお考えをお聞きしたいと思います。被災地支援、被災地復興のためには、木くずの受け入れが必要不可欠なことだと思い活動してきましが、岩手県からの木くずの受け入れを横瀬町が了承していただいたことは、被災者支援に携わっている私たちとしては大変心強く思っております。3月定例会での、日本人として恥じることのない行動をとるとの町長の言葉どおり、被災地支援を行っていただき、ありがたく思います。

ただ、まだ被災地は働く場所の問題、仮設住宅からの高台移転が進まないなど、問題が山積みです。被 災者が普通の生活に戻るため、そして被災した町を復興させるために、町長は復興支援に対しどのような お考えを持っているのか、お聞きしたい。

2項めに、子どもの安全についてでございます。明細の(1)でございますが、通学路の安全についてです。最近、京都府の亀岡市や千葉県の館山市で集団登校中の子供の列に自動車が突っ込むという悲惨な事故が相次ぎました。通学路の安全対策は子供を持つ親にとって最大の関心事となっております。また、これから横瀬に住もうと思っている子育て世代にとって、通学路の安全性は横瀬に家を建てるかどうか重要な判断基準となっています。通学路の安全性は緊急性が高いと考えますが、町の通学路の安全対策の現状と計画についてお伺いいたします。

明細(2)の横瀬小中学校の放射能測定の状況についてですが、岩手県からの木くずの受け入れを横瀬町が了承していただき、私は実証試験やその後のモニタリング調査等で安全を確信しております。放射能の勉強会も開き、石﨑先生の講義を七十余名に方に聞いていただきました。子供を持つ親御さんの中には不安を抱いている方もまだおります。親御さんの不安を解消するために、横瀬小中学校では放射能に対しどのような調査、検査等を行っているのか教えていただきたい、またその結果も教えていただきたい。

3項めに、高齢者対策についてでございます。明細(1)のブコーさん見守りネットワークについてで

すが、6月1日の「広報よこぜ」にブコーさん見守りネットワークの紹介記事が掲載されました。書かれていた内容は高齢者の方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、通称ブコーさん見守りネットワークを町が立ち上げ、シルバー人材センターや農協などの協力事業所、社会福祉協議会や区長会などの協力機関と町が一体となって高齢者を見守るというものでした。

先日、私の周辺でもひとり暮らしの高齢者が自宅で亡くなっておりました。孤独死といった言葉は、都会の中で高齢者が社会的に孤立し、突然の病気等で住居内で遺体となって発見されるという都会特有の現象と考えられていましたが、横瀬町においてもひとり暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯がふえている今、このような事態が多くなるのではないかと考えています。このブコーさん見守りネットワークは高齢者の安心、安全につながり大変すばらしい事業だと思いますが、この事業を行うに当たり、町ではこのネットワークの見守り対象となる高齢者をどう把握しているのか、また関係者相互の情報の共有化をどう進めるのか、担当課長に伺いたい。

明細(2)の高齢化の現状と将来の推計についてですが、近所で孤独死に近いことが起こりましたので、いろいろ調べておりましたら興味深い数字がありましたので、発表させていただきます。国の機関であります、国立社会保障人口問題研究所によりますと、日本人の平均寿命は平成72年には男性84.19歳、女性90.93歳となり、女性の平均寿命は91歳に近づくと推定されています。余談でございますが、女性は生まれながらにして男性よりも強いということが、統計的にも証明されております。横瀬町議会もそのような傾向にあるようでございます。平均寿命の伸びに加え、いわゆる団塊の世代が平成27年に65歳を超え、4人に1人が高齢者となります。さらに、少子化の傾向は、今後も続くと考えられています。このように、日本は本格的な高齢社会に突入すると言われておりますが、横瀬町における高齢化の現状と将来の推計値をお伺いいたします。

明細(3)の今後の総合的な高齢者対策についてですが、私は将来の横瀬を考え、子育て支援対策は重要課題だと思っておりますが、横瀬町の人口対策にとって高齢者が安心して暮らせるようその支援対策を充実させることも重要だと考えております。横瀬町に住み続けてよかったと思う高齢者の方がふえてほしいと思うのですが、そこで総合的な高齢者支援対策について町はどう考えているかお伺いいたします。

質問は以上でございますが、昨日の台風4号による大変な大雨で横瀬町にも土砂の流出等被害が出た模様でございますが、3月定例会でお聞きしました自主防災組織の立ち上げを早期に立ち上げていただければ横瀬町民の方も安心、安全でいられると思いますので、ぜひ執行部の方に自主防災組織の早期の立ち上げをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

〇若林スミ子議長 3番、内藤純夫議員の質問1、岩手県からの木くずの受け入れについてに対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

〇加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきたいと思います。

まず、岩手県北部よりの木くず受け入れにつきましてはお力添えをいただきましたこと、改めて御礼を 申し上げさせていただきたいと思います。

さて、被災地の復興は大変遅い歩みにも感じられるところでございますけれども、大変困難な中、関係

方面の努力により、その歩みを一歩一歩ではありますが、進めておるようでございます。鉱工業においては、平成24年4月分の指数におきまして被災前の96.9という数字に対しまして、95.1という数字になっておるようでございます。

しかしながら、そのほかの農業水産業等におきましては農地の復旧率約39%、魚の水揚げ量約78%、水産加工施設50%と大変低い水準とのことであります。特に観光業においては、まだ回復への道筋に至っていないという国の評価もありまして、復興支援につきましてはこうした現状を踏まえて考えていく必要があろうかと思っております。

今後、被災地の産品の消費の促進、そしてまた被災地へ観光へ出かけて行くということも、大きな支援 になっていくのではないかというふうに思っているところでございます。

また、今回の木くずの受け入れの問題に際しまして、感じたこともございます。それは、いわゆる風評であります。当町においても、原発事故によりましてその空間放射線量はその影響を受けてはおります。ただ、それがあたかも危険な地域になってしまったかのごとくの風説は、たとえそれが善意からであったとしても大きな問題であり、町として容認できるものではないというふうに私は思っております。

それゆえ、我々は被災地の復興支援に協力していく上にも、そうしたことに惑わされることなく冷静に考え、客観的事実に基づいて判断をしていくことが必要であると痛感をしておるところでございます。それとともに、今後とも住民の皆さんに対しましては持てる情報の公開を進めていきたい、そのように思っております。

- ○若林スミ子議長 再質問はございますか。
 - 3番、内藤純夫議員。
- ○3番 内藤純夫議員 2項めをお願いします。
- **○若林スミ子議長** ないようですので、質問1を終了いたします。次に質問2、子供の安全についてに対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田等教育次長 それでは3番、内藤純夫議員さんの一般質問2、子供の安全について①、通学路の安全 対策についてでございますが、通学途中の子供たちを巻き込んだ交通事故が全国的に多発していることか らのご質問でございますが、答弁させていただきます。

教育委員会といたしましては、校長会や通知によりまして児童生徒の安全のために交通安全教育や通学路の安全点検などについて指示や依頼をし、学校と連携をして取り組んでおります。

学校の通学路は、児童生徒の安全な登下校のために小中学校において定められています。保護者による登下校の指導や、学校における安全教育の実施がされております中、通学路の安全点検はPTA役員や保護者の方に確認をいただきまして、その後学校へその箇所が危ない、この箇所に信号をつけたら、横断歩道の標示をしたら、看板を立てたらなどの提案を出していただきまして、その後学校でも確認し、保護者安全安心支援ボランティアの方や住民の方からの点検した箇所をまとめた要望書を、学校から教育委員会へ提出されます。要望の内容によりまして、それぞれの関係箇所、県土整備事務所であるとか、あるいは建設課であるとか、総務課であるとかにお願いしている状況でございます。

次に②、放射能測定の状況について答弁させていただきます。昨年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島原発の事故によりまして、東日本が放射能汚染の危機にさらされました。その放射能汚染の対応といたしまして、児童生徒並びに保護者、町民の健康被害防止と不安解消を図るために行っております放射能測定の状況について、説明申し上げます。

まず、埼玉県において空間放射線量の測定を平成23年7月から毎月2回、横瀬小学校校庭において実施しております。その結果は、埼玉県や町のホームページで公表されています。

次に、横瀬町小中学校における放射能検査ですが、昨年小中学校のプールにおける放射能検査を各5回 実施しました。その結果は回覧で公表しましたが、放射性物質はいずれも検出されていません。

次に、小中学校における空間放射線量の測定ですが、昨年11月から毎月3回測定します。その結果につきましては学校だよりにて公表していますが、0.064から0.083マイクロシーベルトパーアワーでございました。

次に、社会体育施設の町民グラウンドにおける空間放射線量の測定ですが、平成24年2月から毎月2回 測定しています。その結果は公表していませんが、0.061から0.068マイクロシーベルトパーアワーでございました。小中学校町民グラウンドの空間放射線量は、いずれも国の原子力安全委員会に示した毎時0.23マイクロシーベルト以下、年間1ミリシーベルト以下でございますので、国の安全基準以下の放射線量であると認識しております。今後も児童生徒並びに町民の安心のために学校においては月3回、グラウンドにおいては月2回の放射線量の測定を実施してまいりたいと考えております。

次に、学校給食食材の放射能測定についてですが、児童生徒の安全な給食を提供するために給食食材の放射能検査を平成24年4月から週1回、火曜日に3品目の食材を検査しております。その検査結果は、町のホームページで公表しておりますが、いずれの食材も測定器の検出下限値未満で不検出でございます。測定器のはかれる限度があるのですけれども、それ以下というようなことで、検出されていないというような状況であります。また、米やパン、めんに使う麦、あと飲用の牛乳は、学校給食会など別の検査機関が検査した安全の確認されたものを使用しております。一般食品の基準値は100ベクレルですので、基準的には安心できる食材を使っての給食を提供していると言えると思っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

- ○3番 内藤純夫議員 ただいま、給食の食材の検査という話が出ましたが、給食の食材の検査機器はどのような経緯で横瀬町にあるのか、所有者はだれなのかということと、その機器の費用と、もし借りているのであれば、期間はどのようなのかお聞きしたい。
- 〇若林スミ子議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田等教育次長 再質問でございますけれども、給食食材の検査機器の関係でございますが、これにつきましてはことしの4月に設置されまして、検査機器でございますが、埼玉県が検査機器の設置の希望を市町村に呼びかけまして横瀬町もいち早く希望し、県内5カ所に決定しまして、熊谷市、狭山市、さいたま市、宮代町、あと横瀬町への設置が実現したものでございます。

埼玉県が購入しました、給食調理場の倉庫に設置されておるのですけれども、メーカーはテクノエーピー社製、放射能測定器TN300B型、メーカーの希望価格は送料、設置費別で320万円の検査機でございます。現在横瀬町のほかに秩父市、皆野町、長瀞町及び秩父農工科学でも利用しておりますけれども、県といたしましては国の補助金を得て導入したというようなことでございますので、5年間は横瀬町のほうに一応置いて実施していきたいというようなことを伺っております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 それでは、それは5年間は県のものなので無料ということ、電気代だけで済んでいるということですか。

もう一つは、検査結果を見て安全だと確信していると教育次長は思っていらっしゃるのか、お聞きしたい。

〇若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田等教育次長 再々質問につきまして、ご答弁させていただきます。

費用につきましては、埼玉県に設置費等は持っていただきました。ただ、コンセントでやっぱりコンピュータ制御等になっておりますので、電気料等につきましては横瀬町の負担になるかと思います。

それから、4月から5月までの検査の結果につきましては、埼玉県産のもの、千葉県産あるいは北海道産などの品目の野菜であるとか、肉などを検査したりしましたが、ヨウ素131、セシウム134、セシウム137については下限値以下というようなことで出ておりません。不検出でございますので、安全だということで確認をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、高齢者対策について、対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 3番、内藤議員さんの一般質問、私のほうからは3番の高齢者対策についてに答弁させていただきます。

まず、要旨明細の(1)、ブコーさん見守りネットワークについてでございます。平成23年度の政策宣言の絆プロジェクト、「みんなが助け合い、こころのふれあいを大切にする絆の強いまち"よこぜ"」の中に、高齢者見守りネットワーク事業がございました。高齢者の方が、住みなれた地域で安心して暮らすことのできるようにと考えたものでございます。ことしになってから早々、新聞にて、高齢者の孤独死や高齢者と家族、いわゆる親子や兄弟などの複数の人が亡くなっている孤立死が頻繁に取り上げられておられました。核家族化の進行により、家族の絆やご近所のつき合いなど、希薄になってきているためと思われます。横瀬町におきましても、多少その傾向はあると思いますが、近所づき合いや隣組、相互の助け合い

など、まだまだいい風習として守られているところもあると思います。ブコーさん見守りネットワークは、私たちが毎日武甲山に見守られているように、町民の方皆さんで高齢者の方を見守るネットワークでございます。区長会や民生児童委員協議会、商業連盟などの協力機関、新聞販売店や牛乳販売店などの協力事業所、そして地域の皆さん、隣近所の皆さんで高齢者の方を見守るネットワークでございます。高齢者の方々の日常生活において、新聞や郵便物がたまっている、昼間でも雨戸が閉まっている、洗濯物が何日も干しっ放しなど、異変に気づかれた場合、声かけ、また地域包括支援センターや健康づくり課に連絡をいただくものでございます。連絡をいただいた際は、地域包括支援センターが訪問し、高齢者の状況を確認、必要な相談に応じたり必要な対応をして、福祉や介護サービス、医療などにつなげられたらと考えております。異変に気づくためには、ふだんからの声かけや近所づき合い等、絆の強い町づくりが必要と思われます。

質問の中の見守りを必要とする人の把握についてなのでございますが、現在見守りを必要とする人の把握は町のほうでは行っておりません。毎年なのですけれども、民生委員さんにお願いしまして、危機事象発生避難時在宅要援護者調査を行っております。この要援護者等の調査を活用しまして、見守りを必要とする人の把握に努め、その人の同意を得まして、地域の皆さんと情報の共有化が図れればと、今考えいるところでございます。

続きまして、要旨明細(2)、高齢化の現状と将来の推計についてでございます。少子高齢化が急速に進んでいるところ、日本人の平成22年の平均寿命でございますが、男性が79.64歳、世界で第4位です。 女性が86.39歳、世界1位となっております。

横瀬町におきましても、高齢化率は年々上昇しているところでございます。ことしの4月1日現在、住民基本台帳による人口9,041人に対しまして、65歳以上の人口は2,339人と25.9%となっております。ちなみに、75歳以上の後期高齢者は1,215人、13.4%でございます。

将来の推計でございますが、高齢者福祉計画によりますと、平成27年の推計で65歳以上の方が占める割合は29.4%でございます。この年以降は、団塊の世代の方がもう高齢者となっているため、65歳以上の方は増加しますが、逆に64歳以下の方は少子化のため減少が見込まれております。このため、さらに高齢化率が上昇するものと思われます。

続きまして、要旨明細 (3)、今後の総合的な高齢者対策についてでございます。だれもが安らぎとぬくもりに包まれて暮らす町を基本理念として、第5期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定いたしました。健康を維持して住みなれた家庭や地域の中で安心して生活することは、すべての町民の方の願いと思います。しかし、高齢になると病気や障害のために自立生活が困難になったり、特にひとり暮らしの方には地域社会とのつながりが希薄になり、閉じこもりになりがちのおそれがあります。今後ますます進行する高齢化に向けて、高齢者に適切なサービスを提供するだけでなく、ご近所づき合いや相互の助け合いの中で、地域全体で高齢者を支えるまちづくりを進めていかなければと思います。

現在町が行っている高齢者への福祉施策について説明させていただきます。介護予防の推進として、各種介護予防教室を開催、また在宅福祉の充実、そしてひとり暮らしの高齢者などを対象に緊急通報システムの貸与や日常生活用具の給付、また配食サービス事業として週3回、安否確認を兼ねて昼食の配達を行っております。また、75歳以上の方につきましては敬老会事業、そして77歳以上の節目の年齢の方には健

康長寿お祝金として贈呈しております。

一部、施策を紹介させていただきましたが、今後も高齢者の方が住みなれた家庭や地域の中で、その人らしく安心して生活するために、保健、医療、福祉、介護と連携するのはもとより、町内各箇所と連携して健康増進や介護予防、そして在宅支援に重点をおいた施策の充実に努めていきたいと思います。 以上です。

〇若林スミ子議長 再質問はございませんか。

3番、内藤純夫議員。

- **○3番 内藤純夫議員** 情報の共有化という問題でございますが、個人情報保護法ができて以来、いろんな 団体リストもつくれず、いろんな活動に支障を来しておりますが、その点は大丈夫なのでしょうか。
- ○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔大野雅弘健康づくり課長登壇〕

○大野雅弘健康づくり課長 内藤議員さんの再質問に答弁させていただきます。

ただいまの情報の共有化ということでございますが、やはりどの団体も情報の共有化については苦労しているところだと思います。現在、毎年危機事象発生避難在宅要援護者の把握で調査を行っておりますが、この情報につきましては、生命財産にかかわるとき情報を共有してよいとなっております。日ごろから地域の皆さんと情報を共有化するためには、この要援護者の同意をいただきまして、情報の共有化に努めていきたいと思います。まずは同意がないとちょっと情報の共有化は難しいと思います。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

3番、内藤純夫議員。

- ○3番 内藤純夫議員 きのうのような台風の災害のときなど、去年の東日本大震災のときは消防団員の方がひとり暮らしの高齢者の家を訪問していたと思うのですが、災害のときにはそういう対応を考えているのかどうかお聞きしたいと思います。
- **〇若林スミ子議長** ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

[田端啓二総務課長登壇]

〇田端啓二総務課長 再々質問に私のほうから、防災担当ということで答弁をさせていただきます。

冒頭自主防災組織の早期の立ち上げというようなことで、お願いというようなことでお話がございました。この関係につきましては、自主防災組織につきましては災害が発生したときに必要不可欠なものでございます。そのようなことで、行政としてもこの早期立ち上げに各区長さんを初めいろんな団体にお願いして、今取り組んでいるところでございます。自主防災組織の啓蒙等これから十分図って、なるべく早く立ち上げていきたいと。この自主防災、名前のとおり自主的に立ち上げていただく防災でございます。そのようなことで、現在各区に設置していただければいいのですけれども、幾つかの区に設置をしていただいている現状でございます。しかしながら、あまり活動はできていないというような状況でございますので、その辺も含めてこれから行政として対応していきたいと考えているところでございます。

それと、高齢者、要援護者の方の見守りというようなことで、確かに3月11日の東北地震につきまして

は、いち早く消防団のご協力いただいて、要援護者の自宅を訪問させていただきました。ケース・バイ・ケースで、そのときの状況に応じて必要があれば消防団のご協力をいただいて、要援護者の家庭を訪問していきたいと考えております。きのうにつきましては、消防団のご協力いただいた部分につきましては、各地区の見守りということで、消防団のご協力をいただきました。

以上でございます。

○若林スミ子議長 以上で3番、内藤純夫議員の一般質問を終了いたします。

ただいま町政に対する一般質問中でございますが、ここで本休憩といたします。 再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。 質問を続行いたします。

〇若林スミ子議長 4番、大野伸惠議員。

〔4番 大野伸惠議員登壇〕

〇4番 大野伸惠議員 まず、昨日の台風に対して、執行部の皆様には大変ご苦労さまでした。感謝申し上げます。それでは、議長の許可を得ましたので一般質問いたします。

最初に、総合振興計画基本構想についてお聞きします。昨年5月、初めての臨時議会に臨んでから1年が過ぎました。大変変化のあった1年でした。最近、やや落ち着いて地方自治法を読んでみましたら、劇的な変化があり、驚いてしまいました。私が自治体のバイブルだと思っていた地方自治法第2条4項の総合計画策定を図る基本構想が平成23年改正により、廃止されていました。基本構想の義務づけがなくなったのです。地方分権時代に突入したのだと実感いたしました。

以前公務員研修で、そもそも地方自治が自治法で定められていること自体がおかしいと聞いたことがあったことも思い出しました。説明によりますと、右肩上がりの中で少なくとも機能してきたが、現在の社会情勢などの変化に対応せず、不要、不適切な施策、事業の実施を正当化したり、失敗や遅滞を明確化せず、問題先送りを誘因する原因ともなったとあり、確かに少子化や時代の激変等、対応し切れない長期計画のリスクを考えると、なるほどと実感いたしました。

考えてみますと、10年の計画では30年、40年の時間的スケールが必要な公共施設などの更新時期や長寿命化対策などは考えもしなかったのでしょうか。かといって、緊急事態には対応できないとしたら、むしろ弊害があったかもしれません。また、総花的な計画で、作成したら棚においてそのままと活用し切れて

いない現実もあったと指摘されていました。私も、以前からこの総花的な計画で目標とする場所へ町は行けるのだろうかと疑問に感じていたのですが、多くの自治体も生かし切れてはいなかったのだ思いました。

当町の平成22年度作成の第5次横瀬町総合振興計画においても、「緑と風が奏でる こころ和むまち」という文学的な表現で表された計画が、具体的な施策として私は想像できませんでした。そこでお聞きいたします。法律改正により義務づけのなくなった今、平成22年度策定の基本構想をどのようにとらえているでしょうか、お聞きいたします。

また、基本構想や基本計画の存在に問題があるのではなく、いかに機能させるかその使い方にポイントがあるとのことでした。そのポイントは、状況変化への対応を計画として示すことだとのことでした。柔軟な対応を常にできるようにするため、執行部としてどのように考えていますか、お聞きいたします。

この、第5次基本構想では、平成31年度想定人口を9,000人と設定しています。ことし24年3月に策定された横瀬町高齢福祉計画では、27年度が8,633人と予想されています。この状況変化の実態をどう埋めていけばよいのでしょうか、お聞きいたします。

次に、都市計画についてお聞きいたします。先ほど聞きました総合振興計画ですが、今回の改正の意図は地方政府を確立することにあったそうです。義務としてつくらなければならないものとするのではなく、自ら責任を持って地域経営を行うとなれば、努力するしないで自治体の格差が大きくあらわれていくこととなると思います。そこで、横瀬町の都市計画と農業振興地域についてお聞きします。

私は、駅に向かって道ができるような都市計画がなされないだろうかと願っています。横瀬町民のみならず、高篠、皆野町の人たちの通学、通勤の利便性とともに、乗降客の増加による町の活性化が図れるだろうと思うからです。また、横瀬駅南側が住宅地として開発されないだろうか、横瀬小学校わきの町道5号線と郵便局方面の3107号線の交差点はどうにか改良されないだろうか、国道299号から宇根へ左折する町道4号線は芝桜で混雑が激しいが、町は実態を把握しているのだろうかなど、一町民として町の都市計画はどのようになっているのだろうと疑問に思っていました。そこで、都市計画がどのようになされてきたのかお聞きいたします。

建設課から平成16年2月の横瀬町都市計画図をいただきました。町の将来図はなく、これのみとのことでした。あわせて、振興課から計画認可昭和54年3月15日の横瀬農業振興地域図をもらいましたので、この2点の関係と絡めてお聞きいたします。

横瀬農業振興地域図では、農業地域となっている場所に解除されたのでしょうか、現在住宅が建っています。農業を守る部分と住居地として整備する地域とにずれが生じていないでしょうか、役場としての見解はいかかでしょうか。

11区の姿地区は、道路交付金を活用した道路計画により整備され、5年計画が終了し、今後も継続して整備されていくとの話を聞いています。第1種住居地域と指定されていませんが、今後も一層の宅地化が進むと思われます。人口が増加する要因となりますので、私は喜ばしいことだと認識しています。第1種

住居地域を拡大していく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

私は、優良な宅地化と、余裕のある土と親しむことのできる広さの住宅地開発を望んでいます。美しい 町並みとなるためには、今現在行う政策が必要であると思います。横瀬町開発行為に関する指導要綱では、 都市計画区域内にあっては1区画150平米以上とありますが、約45坪の宅地です。しかし、他市では300平 米以上の開発規定があると聞きました。路上駐車の原因ともなりやすいので、広くするよう検討されない でしょうか、お聞きいたします。

また、秩父市の建設行為に係る後退用地等整備要綱を見ましたら、道路に接する角地のそれぞれ2メートルが隅切り部分として後退するようになっていました。交通安全上大変効果があると思いますので、当町でも早急に整備されていかれたほうがよいと思いますが、どうでしょうか。

道路整備が進む場合、無駄のない施策をお願いしたいと思っています。下水道の配管布設等もあわせて お考えでしょうか、お聞きします。

また、都市計画においては都市計画法があります。第1条で都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、 公共の福祉の増進に寄与とあり、2条で農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活 及び機能的な都市活動を確保等とあり、この法律により横瀬町都市計画審議会条例において審議会が設置 されたようですが、この審議会の審議会委員と開催実態を教えていただきたいと思います。

この、横瀬町都市計画図は昭和58年作成でしょうか、姿地区ならず、苅米、川東地区も横瀬町として世帯数が多い地区です。昭和58年から30年近く変更されていないようですが、今後農業振興地域と都市計画区域指定を生かし、双方の利点を考慮しつつ相反する部分をどのようにとらえ、町の発展につなげるか、お教えいただきたいと思います。

次に、男女共同参画社会の実現に向けてお聞きいたします。まず、秩父市を初め秩父郡の他町村では女 性の管理職がいると聞いていますが、横瀬町と比べて実態はどうでしょうか、お聞きいたします。

もう数回この件で質問いたしました。私は早く女性の管理職ができないか楽しみでした。しかし、ことし長く勤めていた女性がやめたことを知り、管理職を願う前に長期の雇用を確実にしていかなくては実現が遠くなると感じました。男女共同参画社会の実現に向けて、役場は地域社会に発信、推進していく立場であると思っています。平成18年3月作成の、町、男女共同参画プランの24ページにも、「働く場における男女平等の促進として、就業環境や労働条件向上への理解を促す」とあります。強くメッセージを送る立場の役場において、その役場内の実態はどのようにあり、どのように考えているのでしょうか、お聞きいたします。

私は、昭和49年11月に結婚しました。12月1付けで横瀬中学校事務職に異動になりました。また、同僚には新婚旅行中に異動になり、帰ってきたら自分の席がなかったなど、笑えない事実もありました。結婚してもやめない女性のはしりだったのです。しかし、私は学校に行ったおかげで出産休暇が当たり前に考えられていた教職員の仲間に支えられ、嫌な思いもせず、勤め続けることができました。

事実として、休暇中の事務等の対応は、人事担当にとって大変であると思っています。休暇中の仕事のやりくりをする上司も大変だと思います。しかしながら、今日女性の社会進出は男女共同参画社会への世界から求められる人権問題だけでなく、新たな労働力創出や消費拡大の面、少子化対策からも必須事項であるのは当然であり、埼玉県知事でも、ウーマノミクス政策を強く打ち出しています。

女性が働き続けていける環境を、役場人事担当はどのようにとらえているのでしょうか。私は、女性の立場でお聞きいたします。いざ、妊娠した職員が産前休暇前数カ月のとき、異動人事がありました。新しい仕事に変わり、数カ月で産前休暇に入ることとなります。補充員の関係かもしれませんが、経験者としては異動することに違和感を抱きます。休暇まで同じ職場でいられたほうが、精神面や母性保護のためにもよいと感じています。少なくとも私は、当人の異動に関する希望を聞いてほしいと思っています。また、育児休暇が明けた次の日の異動があったように聞いています。県の女性職員に育児休暇が明けた次の日の異動について聞いてみました。定例の異動日だったのでしょうかと言われました。異動日以外は異動はないからと言われました。違うとすれば、それらの措置はどのような考えのもとになされているのでしょうか、お聞きします。当人の仕事の負担を軽くするためと思いますが、これも希望等を聞くなどの配慮がなされているのでしょうか、お聞きいたします。

男女共同参画社会の実現に向けて強く望むものです。甘やかせと言っているのではありません。働き続けることに喜びと子どもを育てることに誇りを感じるような配慮をお願いしたいのです。よろしくご答弁をお願いいたします。

〇若林スミ子議長 4番、大野伸惠議員の質問1、第5次横瀬町総合振興計画についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

[木崎泰明参事兼まち経営課長登壇]

○木崎泰明参事兼まち経営課長 それでは、大野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。何点かございました、3点ばかりだと思いますけれども、その点についてお答えをさせていただきたいと思います。最初に、法律改正による義務づけのなくなった今、平成22年度作成の基本構想をどのようにとらえているかというご質問だと思います。大野議員さんのおっしゃるとおり、地方自治法の改正に伴いまして、基本構想を定める義務づけは廃止をされております。総合振興計画は、総花的な計画にすぎないとの批判というものもありますけれども、この計画は政策、これは総合振興計画の中で基本構想と言っております。

また、施策、これが基本計画、そして事務事業というものが実施計画というような形で、振興計画につきましては、三層構造で計画が成り立っております。そして、この三層構造を利用しまして町制における各種取り組みを総合的に一覧化をしまして、政策体系として包括的に掲げまして、長期、中期、短期の公共サービスのあり方や財源配分の指針を住民に対してもわかりやすく掲示するという機能を果たしております。さらに、将来を見据えたビジョンを掲げまして、その実現に向けた方法を明示する機能を持っています。以上のことから、総合計画というのは今後も私は必要と考えております。

続きまして、2番目の柔軟な対応を常にできるようにするため、執行部としてどのように考えているのかというご質問でございますけれども、まず柔軟な対応をできるようにするためには、この実施計画中の重要度の高い事業を明確にし、限りある財源を配分することが求められます。一方、財源配分を比較的長期で計画してしまいますと、毎年度の予算編成において社会経済情勢の変化する中で、柔軟に対応することが困難になります。そこで、三層構造である総合計画の中で柔軟に対応するためには、事務事業の分野を計画的につかさどる実施計画を変化する社会情勢、経済情勢を踏まえまして見直して、計画期間の短縮化、またはローリング等行いまして、事業内容を工夫して適応性の高い計画にするということに努めてお

ります。実際には年度終了後、事業内容を精査しまして、実情とかけ離れていれば変更等加え、また次年 度の事業指針としております。そのことが柔軟に対応できる要素であると私は考えます。

もう一点でございます。基本計画での想定人口9,000人に対しまして、高齢者福祉計画では8,633人であると、この状況変化の実態をどう埋めるかというご質問でございますけれども、数字的にこれをとらえるならば基本構想の想定が5年早まっているというようなことになろうかと思います。推計の計算方法は双方ともコーホート要因法という方法を使って導き出されておりますので、計算方法は一致しているということでございます。この基本構想の中では、人口はコーホートによる推計値と、それから想定値というものが示されて、10年後、平成32年でございますけれども、コーホートでの推計値が8,600人、それから想定値が9,000人ということで、この数値に開きがあります。この想定値、これ9,000人を指標としまして、その年度の状況で一番ベストな施策を考え展開しまして、コーホートによる推計値まで減少するのを抑制するということが重要であり、一つの努めであると考えております。

以上のことから、状況変化の実態をどう埋めるかというものに対しましては、現状を分析して人口減少の抑制に効果的な施策を重点事業として柔軟に対応、実施することが必要でございます。実施したからといってすぐに回復するような特効薬は見い出せませんけれども、将来の想定値を見据えて必要な事業を展開することが必要と考えております。なお、平成22年度からは人口減少を抑制する施策として、主に子育て支援、それから住環境の整備に努めております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

〔「ないです」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、都市計画に対する答弁を求めます。

建設課長。

[柳 健一建設課長登壇]

- **〇柳 健一建設課長** 4番、大野伸惠議員さんの一般質問、質問事項2、都市計画についての要旨明細に基づいて答弁をさせていただきます。
 - (1)の都市計画区域と第1種住居地域との違いはでございますが、都市計画区域とは都市計画法第5条第1項及び第2項の規定に基づき、都道府県が指定するものであります。横瀬町の都市計画区域はその第2項に基づいたものであり、首都圏整備用による秩父都市開発区域を首都圏整備計画に基づき、工業及び住宅都市として秩序ある都市開発をし、保全する必要がある区域であるとして、昭和56年4月21日に秩父都市計画区域の変更ということで指定されたものであります。

第1種住居地域は、都市計画区域内に定めることができる都市計画法第8条に規定する地域地区であり、住居の環境を保護するために定める地域であります。また、3,000平方メートルまでの一定条件の店舗、 事務所、ホテル等や、環境影響の小さいごく小規模の工場は建てることができますが、パチンコ店、カラオケボックス等は制限される地域であります。

当町の場合は、昭和58年1月14日に秩父都市計画用途地域変更の告示がされ、横瀬町都市計画区域の一部を住居地域に定め、その後都市計画法の一部改正により、住居系の用途地域が3種目から7種目に細分

化され、建築することができる建築物の用途についても見直しが行われたことに伴い、都市計画の継続性や公平性を基本とし、指定がえの方針を規制、誘導の一貫性を重視し、現在指定している用途地域を基本とした指定がえをする。住居地域は原則として第1種住居地域への指定がえをするとして、平成7年11月1日に秩父都市計画用途地域決定等の告示により、従前の住居地域を第1種住居地域と定め、現在に至っております。

次に(2)の第1種住居地域の拡大と整備はでございます。第1種住居地域は先ほども説明したとおり、住居の環境を保護するために定める地域であることから、大型建築物の制限があること等が利点と言えます。しかし、当町の都市計画区域には農振、農用地区域が点在しており、これに基づく農業振興施策を継続的に展開しております。また、第1種住居地域には農業振興地域を指定することはできないことからも、現時点では農業振興施策の動向により、第1種住居地域と用途地域の見直しに関しては判断していくことが賢明であると考えております。なお、整備についても現時点では安全、安心を優先した道路計画に基づいた道路改良等による誘導を今までどおり継続していきたいと考えております。

次に(3)の都市計画審議会委員とその活動実績はでございますが、委員会は学識経験者4名、町議会委員3名、町住民2名の合計9名の委員で組織しており、所掌事務は都市計画を決定する場合における事前審議、町長の諮問に応じ都市計画に関する事項についての調査審議及び関係行政機関に意見、希望を述べること等となっております。

また、昭和57年からの活動実績ですが、審議会開催が5回、当初用途地域変更に係る意見、要求に対する審議、答申。法改正に伴う新用途地域決定に係る審議、答申などをしていただいております。

最後に、(4)の都市計画区域と農業振興地域との相関性ある開発は、でありますが、要旨明細(2)の答弁でも少し触れさせていただきましたが、各種農業振興施策の動向を注視しつつ、道路計画に基づく、また下水道施策と原則連携した道路整備による緩やかな誘導を今後も継続的に実施していきたいと考えております。また、建築行為にかかる後退用地等の整備を進め、開発行為に関する指導要綱に基づく優良開発行為を促進していきたいと考えております。

そのほか、要旨明細以外の質問が幾つかありましたので、答弁をさせていただきます。

まず、横瀬町開発行為に関する指導要綱に規定する1区画の面積要件ですが、現時点では近隣他市町村の状況等からも、特に改正すべき規定ではないと理解しております。ただし、今後の土地取引の状況などを注視し、区画の広い土地購入の需要が増大したとき等には検討していくことになるかもしれません。

次に、建築行為に係る後退用地等整備要綱に規定されている隅切り部分についてでございますが、横瀬町も秩父市と同様に建築基準法施行令第144条の4、第1項、第2号の規定、いわゆる位置指定道路の基準に準じた隅切りは、後退用地等として取得整備できる規定となっております。ただし、隅切りは法に基づく道路とみなされる部分ではありませんので、建築主が隅切りをしない場合は取得整備はできないこととなります。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸惠議員。

○4番 大野伸惠議員 ありがとうございました。

早くしゃべっていただいたので頭がよく整理されていないのですけれども、まず第1、その2メートルの隅切り部分というのは横瀬町ではなくて秩父市の人に聞きましたら、今度家をつくる人がいるのですけれども、必ず角地は2メートル、三角形に切って、それは何か購入する場合は7万円で、それ以上だめなのだ、7万円で売ってしまっておしまいなのだということなのですけれども、これは法に基づいていないということでありますけれども、これ横瀬町にとっても本当に、将来の交通安全に対してとても大切だと思うので、これは早急に考えてやられたほうがいいのではないかなというふうに思うのですが、地域の方も姿地区のこれからの発展を考えて、例えばそこに塀を全部つくられた場合には、つくられてしまった後、ちょっと危ないねと言われても大変なので、そこら辺のところをお願いいたします。

それから、横瀬町の建設開発行為に関する指導要綱なのですが、将来は検討していきたいということなのですが、もう検討すべき時期にはなっていないでしょうか。この間、町営住宅の建設に関するいろいろな指導を調べていただいたものを見たのですけれども、やはり求めるものはどんどんどんどん広くなっていくのです、住民の方たちの求めるアパートだとか、住宅、一戸建てについても面積がどんどん大きくなっていますので、昔家が本当に足らなかったときにはこの45坪でやむを得なかったのだと思いますが、今後も少し先に横瀬町の姿勢を示すのも必要だと思いますので、私も早くなってしまいますが、これは本当に200平米にするとか、早急に考えていただきたいと思うので、その2点お願いいたします。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔柳 健一建設課長登壇〕

〇柳 健一建設課長 大野議員さんからの再質問でございます。

まず、1点目の隅切りの部分でございます。この後退用地の整備要綱は、あくまでも強制ではなくて、 地主さんが町の名義にしたいというときには町で買収なり寄附を受けて、町の名義にするという要綱でご ざいます。それで、秩父市との差を、秩父市はそうだと言いましたけれども、秩父市でも要綱は全く同じ でございます。ただ、そういうこと秩父市のほうで隅切りをしてくださいって言っているのはちょっと、 それを要綱から見るとわからないのですけれども、もし隅切りを寄附、秩父市は寄附ですけれども、寄附 していただけるのであれば受け入れますよということではないかと思っております。

それと、指導要綱の1区画の面積要件でございますが、他市町村の状況ということで秩父市の状況でございますが、都市計画区域内は120平方メートル、区域外150平方メートルとなっております。それと、皆野町、小鹿野町が都市計画区域がございますが、皆野町に関しましては面積要件はございません。小鹿野町に関しては、ちょっと要綱が見つかりませんでした。ないのではないかと思っております。

ということで、他市町村の状況からも秩父市に関しましてはもっと狭い状況というのがございます。それと、今の状況でこの面積要件を余り大きくしてしまうと、今度は買う人がどうかなと、買えるけれども、という心配もございます。当初はこの要綱をつくるときには、やはり余り広くしてしまうとということで、直した経緯があるということも聞いております。

以上でございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

[「ないです」と言う人あり]

○若林スミ子議長 ないようですので、質問2を終了いたします。

次に、質問3、男女共同参画社会の実現についてに対する答弁を求めます。 総務課長。

[田端啓二総務課長登壇]

○田端啓二総務課長 それでは、私のほうから男女共同参画社会の実現について答弁をさせていただきます。要旨明細の(1)でございますけれども、他の町村の女性管理職の実態と当町の比較についてでございます。秩父郡内の市、町の実態を調べさせていただきました。各所の女性管理職の実態でございますが、職名で主幹以上の職になります。秩父市が67名、皆野町が主幹が1名、長瀞が課長1名、主幹2名、小鹿野町が副課長3名でございます。当町でございますけれども、副課長が1名おります。それと、主幹が2名でございます。今申し上げましたような状況でございますので、比較しますと、秩父市は規模がちょっと違いますので比較になりませんが、郡内の各町と当町を比較してみますと大体同じぐらいの管理職ということでございます。

続きまして、地域社会へ発信する立場の町の就業環境や労働条件の実態についてのご質問でございます。 女性職員の出産に伴う特別休暇について当町の状況についてご説明をさせていただきます。まず、産前産 後休暇でございます。これにつきましては、出産予定日6週間前から産後8週間を経過するまでの期間、 産前産後休暇を取得することができます。また、妊娠中でございます。出産後1年以内の職員が妊娠また は出産に関し、健康診査を受ける場合の特別休暇がございます。それと、妊娠中の女子職員が交通機関の 混雑を避け、通勤するための特別休暇もございます。生後1年に達しないお子さんを育てるための1日2 回、30分の特別休暇がございます。それと、生理休暇と、このようないろいろな特別休暇の制度がございます。

この特別休暇の取得につきましては本人の申請により、総務課としては規定に基づき承認をさせていただいております。出産される職員等に対して、各課の職員も理解を示し、特別休暇を気兼ねなく取得できる体制はできていると私は思っております。女性職員が勤務しやすい環境、就業環境、労働条件はある程度整っていると、私は認識をしております。

続きまして、横瀬町の人事に対する産前産後育児休暇等への考えでございます。最初に女性が働き続けていける環境について、人事担当としてどのようにとらえているかと、このようなご質問でございます。 生産年齢人口が減少している中で、女性の就業比率を上げることで社会の活力を維持するためにも、やはり女性が働き続けていける環境整備については議員さんの仰せのとおり、私も大変重要なことと認識をしておるところでございます。

次に、産前産後休暇中の人事異動についてのご質問をいただきましたが、ご質問の中で産前産後休暇について議員さんが女性の立場としての考え方、また当町で以前あった産前産後休暇の中の人事異動についてお話をいただきました。ご質問の産前産後休暇中の人事異動につきましては、その当時の事実関係がはっきりしませんので、明確な答弁はできませんが、議員さんからお話がありましたように補充員の関係、あるいは当人の仕事の負担を軽減するというようなこのような部分に配慮はされていたかと思います。そのような対応をさせていただいたものと思います。明快な答弁になりませんが、ご了承いただきたいと思います。

また、人事異動の希望を聞くなど配慮がなされているでしょうかというようなご質問でございます。現在この関係につきましては、人事評価制度を実施しております。この個人目標達成シートの中で、異動の希望はお聞きをしております。いずれにいたしましても、女性の社会参加については社会全体で取り組みをしております。当町におきましても、女性の社会参加の向上を図るためにも女性が働きやすい職場の環境づくりに今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○若林スミ子議長 再質問はございますか。

4番、大野伸惠議員。

○4番 大野伸惠議員 大変ありがとうございました。

再質問なのですが、副課長が1名、主幹が2名ということでお話を聞いたのですが、副課長さんが副課長になった職員の年齢と例えば男性が副課長になったときの年齢というのは違いがあるのでしょうか。それが1点。

それから、先ほどのは私は知っているのですけれども、あと何カ月かで産前休暇に入るのですというときに異動があったことを以前私も経験して知っているのですけれども、そういうことは今後は当人の希望を聞いて、当人の希望がなければその課で実施したいというふうにお考えなのでしょうか、それをお聞きします。

あと、私も働いているときに思ったのですが、産前と育児休暇の休暇中の昇給、昇格の考え方というのはどういうふうになっているのか、教えていただきたいと思います。お願いします。

○若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

○田端啓二総務課長 再質問に答弁させていただきます。

副課長1名ということで私のほうで答弁をさせていただきました。年齢的な部分について男性と女性で どうでしょうかというようなご質問でございますけれども、男と女ということで比較して女性の年齢を下 げているというような状況はございません。

それと、休暇中の異動、当人の希望ということで、今後この希望について配慮するかというようなご質問かと思いますけれども、やはり先ほど議員さんが質問の中でもお話をいただきましたけれども、いろいろな総合的な判断に基づいて人事異動を特にさせていただいております。例えば、その産休に入る女性の今までいた職場等が産休に入ったことによってどのような影響が出るか、そのような部分も配慮して、次の、その課がいかに機能的に回っていくか、そのようなことに配慮していく必要もございますので、一概に今ここで、ではそのようにしますというような答弁はできませんけれども、やはり配慮は必要かなと私は考えます。

それと昇給についてでございますけれども、復職したときに昇給については配慮させていただいているということでございます。

○若林スミ子議長 再々質問はございますか。

4番、大野伸惠議員。

○4番 大野伸惠議員 すいません、復職のときに配慮しているということがわからなかったので、その1点と、ほかの町村で、女性課長であった人に聞いたのですけれども、その方は1つの課に10年ぐらいいて、その課で課長になったという話を聞き、議会答弁等に対しても、1つの課で10年いて課長になって、その10年の経験が生かせて答弁できたので、とても町として配慮してくれたのだと思うということで、言葉を聞きましたので、横瀬町についても今後議会の答弁等に出る場合もあると思いますので、そういうふうな配慮もしていただければいいなというふうに思っております。

それは要望なのですが、最後の復職のときに配慮という、例えば育児休暇で1年間休んだ場合には、例えば1年間休むので、昇給は普通5年になった場合には6年になるのかということを教えていただきたかったのですが、よろしくお願いします。

〇若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。 総務課長。

〔田端啓二総務課長登壇〕

- **〇田端啓二総務課長** 答弁のほうがちょっと足らなかったようでございます。産休あるいは育休等で休職されていた方が復職します。それで、定期昇給の時期等になれば、その時点で通常の職員と同じように昇給をさせていただいておるということでございます。
- ○若林スミ子議長 以上で4番、大野伸惠議員の一般質問を終了させていただきます。 ただいま町制に対する一般質問中でございますが、ここで本休憩といたしたいと思います。 再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 零時59分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。 質問を続行いたします。

〇若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、午後1番でやらせていただきます。

まず、昨日からの台風4号に伴う防災対策、執行部の皆様大変お疲れさまでした。私も朝、河川沿いで 土砂が崩れたところがありまして、そこの近くのお宅に伺ったところ、きのうの12時にはもう役場の方に 来ていただいたということでした。本日朝からの見回りも含めて、本当にお疲れさまです。

それと、一昨日なのですが、宇根地区において1件家屋火災がありました。これも、第一発見者であら

れる隣の家の方が自家用の消火器を使いまして、初期の消火活動を行っていただいたことで、延火が防げたようです。地域の絆が災害を極小化した例だと思っています。コミュニティとかあるいは絆というものの重要性を改めて認識させていただきました。

それでは、一般質問を通告に従いましてさせていただきます。今回は役場組織の活性化について伺いたいと思います。先日、3月の定例会の予算審議におきまして、いろいろなことを審議させていただきました。私も初めての審議でしたので、いろんなことを勉強させていただいたと思っております。また一方で、執行部のご説明等伺って、もう少し話が聞きたいなとか、あるいは少し欠落感を覚えるというような部分も幾つかありました。今回の役場組織の活性化というテーマもそのうちの一つです。私はこの横瀬町にとりまして、役場組織の活性化という問題は大変重要な問題だと認識しています。1つは一般的に役場の組織、お役所の組織と言ってもいいのかもしれませんが、惰性でやっていますとマンネリ化もするのでしょうし、事なかれ主義に陥ることもあるのでしょうしという中で、意識的に活性化を図らなければいけないだろうという認識が1つ。そして、もう一つは横瀬町の状況といたしまして、横瀬町は小さい町で、そしてこれから財政的な余裕も徐々になくなっていくということを考えますと、限られた資源をいかに有効活用するかという部分が将来の町の浮沈に大きく関わる問題だと認識しているからです。その中で、役場の方々、これは町にとってかけがえのない人的資源、人材です。この方々の能力を最大限引き出して、皆の力を結集して町政に当たっていただく、これが横瀬町がよくなる必須条件だと私は考えています。したがって、役場の組織の活性化という問題はこの町にとってとても重要だという認識を持たせていただいております。

3月の定例会の中でも、町長の施政方針の中に職員の質の向上及び組織の活性化という文言はありました。でも、具体策には触れられていなかったと思います。また、昨年度この役場組織で中途退職の人(若い人も含めて)が少し多かったのも気になっています。今の役場組織、どうでしょう。職員の方一人一人にやりがいが提供できているか、あるいはそれらをきちんとして組織の力にできているか、活性化されているか、その辺の認識をお伺いしたいという今回の趣旨です。

それでは質問させていただきます。役場における組織の活性化について現状をどう認識しているのか、 それからどのような方針施策で臨まれるのかということをお聞かせいただければと思います。よろしくお 願いいたします。

〇若林スミ子議長 1番、富田能成議員の質問、組織の活性化についてに対する答弁を求めます。 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 役場組織の活性化についてどのような認識でどうやっていくのかというご質問ですが、 役場の仕事は、地方自治法第2条に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の 増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と規定されていま す。このように、役場の事務についても民間企業と同様に無駄を省いて最少の経費で最大の効果を上げる ように努めなければなりません。

町といたしましては、行政改革をさらに進めるとともに新たな行政需要に対応するためには、役場組織 の活性化が何よりも重要であるというふうに認識しています。組織の活性化につきましては、民間企業で は労働意欲の向上を図る等のため、人事評価に成果主義を導入し、これを人事や給料に反映させる手法を取り入れてきました。地方公共団体も徐々に取り入れ、横瀬町においても平成19年10月に成果主義の考えを取り入れた人事評価制度を導入しております。成果主義につきましては、今議論のあるところで欠点、疑点等いろいろ今議論されています。ただ、横瀬町においてはこの人事評価制度の導入によって各課の組織目標が明確になって、課長と職員が目標と情報を共有するようになってきたというところにメリットがあるというふうに感じています。目標を共有するということは、組織の活性化にとって大変重要な事項です。

また、昨年、町長から横瀬町行政経営戦略会議を立ち上げるように指示がありました。この戦略会議は、町長が平成11年に職員提案制度を創設して町政全般について職員からの提案を受け付けてきたところですが、この制度をより一層発展させて中堅若手職員が中心となり、緊急な行政課題に対して担当課や担当者の枠を超えて自由な発想によって議論し、研究し、新たな事業を提案するというものです。役場の縦割り組織の中で、なかなか他の分野に意見を言うというのは難しいところですが、こういったところを改善しながら多くの職員のアイデア、提案等受け入れていこうというふうに考えています。現在、見守りネットワークを軸とした高齢者対策について検討してもらっています。

また、従来からの職員提案制度、今までの提案制度は職員を委員とする横瀬町事務改善委員会が審査にかかわってきたところですが、平成23年10月に委員構成を再編し、職員提案のみならず委員会独自にテーマを決め、積極的に事務改善に関する活動をしているとの報告がございます。職員みずからいろいろ研究していこうというところが、芽生えているというふうに今考えています。

組織の活性化につきましては、責任の所在という面で縦割り行政は欠かせませんが、この縦割り行政を軸に社会経済状況の急激な変化に対応できるよう横断的な組織を柔軟に設置し、新たな行政事業に迅速に対応できるとともに、職員のモチベーションの維持と能力の向上に努めていきたいと今考えています。大分、大分と言うとおかしいですけれども、職員の自主的な活動といった面が最近多く見られるようになっておりまして、組織の活性化が徐々に達成されているのではないかというふうに考えています。

以上です。

O若林スミ子議長 再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ご答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

1つなのですが、先ほどお話に出していただいた行政戦略会議の話は、とてもいい話だと思います。どうしても自然体でやっていくと、その縦割りのつぼの中にはまってしまっていくというのが考えられるので、これはよろしくないだろうと思いますので、こういった活動をぜひ続けていっていただきたいと思います。私も、ちょっと詳細を存じ上げていなかったので、行政戦略会議を今どういうペースでどういうメンバーでやられているかというのを具体的に教えていただければと思います。これが質問の1つです。

それと、もう一つが組織の活性化というのは非常に、ちょっと抽象的なものになりますので、人によってとらえ方が違うのだと思うのですが、私の理解ではまず職員一人一人がやりがいとやる気を持っている状態で能力を発揮できている状態にあって、それが組織になったときにきちんと組織の力に反映されてい

て、それが一方向に向かっているという3つの条件です。だから、個人個人がやる気を持っている、それから能力を発揮できるという1つ目と、2つ目がそれが組織として東ねられているということです。3つ目はそれが同じ方向に向かっている。この3つの要件を満たしていく必要があるのだと思っています。

それで今、副町長の答弁の中で人事制度のつくり込みの話もしていただきました。それで、これはやっぱり成果主義と年功序列というのは、これはそれぞれいい面、悪い面があるので、組織によってどちらをどう組み合わせて使っていくかというのは違うので一概には言えないのですが、1つ私必要だなと思いますのは、やっぱりそのコミュニケーションの量を確保していくということです。例えば、縦のコミュニケーションです。上司と部下というコミュニケーション、それから横のコミュニケーションです。先ほどの行政戦略会議というのも、これなんかまさに横ではあるのですが、その縦、横のコミュニケーションの量というのは非常に重要です。本来、重要なのは量と質なのですが、質というのは割と人によってとらえ方が違うので、とにかく量を確保していくというのが重要だろうなというふうに思っています。

では、そこで再質問なのですが、ちょっとすいません長くなりました。先ほどの1つです。行政戦略会議のところの具体的なお話をお伺いしたいというのが1つと、もう一つそのコミュニケーションの量ふやしていくという工夫を考えられ得るのかどうかというところです。そこをお聞かせください。

〇若林スミ子議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

副町長。

[渡辺利夫副町長登壇]

○渡辺利夫副町長 まず、行政戦略会議の構成メンバーですが、どちらかというと管理職の中の一番成り立ての主幹、それから主査といったメンバーが中心で、大体10名ぐらいだったかというふうに記憶しています。

それからコミュニケーションの量というと、昔から役所は「ホウレンソウ」などという言葉を使いまして、報告、連絡、相談とかというような言葉でよく表現されます。それも一つのコミュニケーションが大事だよということを、ある意味でやり方というか方法を職員の皆さんに認識してもらうということで「ホウレンソウ」が大事だというふうなことで常に言っているところなのですが。職員が例えば報告、相談に来るとときに、一体職員はどう考えて、どういうふうな気持ちで、どんな方向でこの仕事を持っていきたいのか、そういった一つの何ていうか、職員自身がいろいろ研究したり、調査したりそうした過程を経ているいろ相談したり、連絡したりという方向が大事だというふうに思っています。そうすることによって、また議論が深まっていくというふうに考えています。

今特に実践しているのは、質問してみるということを特に実践しています。では、どう考えているのかとか、どこどこ周辺の市町村はどんなふうに考えて、どうやっているのかとか、またこの仕事は地域によって1番かとか、2番かとか、そう言った質問をすることによって、職員はいろいろ自分で研究したりしているというふうに考えています。また、課内においてそういう「ホウレンソウ」の一番特にやっていただいているのは、人事評価制度によって目標をどう定めるか、職員と課長が一緒になって目標を考えると、またその目標の過程が進捗がどうなっているのかと、そういったことで制度としてはそういったコミュニケーション深める制度が今人事評価制度の中で存在しています。

以上です。

〇若林スミ子議長 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 ありがとうございました。では、これ最後になると思いますので、また最後にお願いを3点させていただきます。

まず、1つ目なのですが、来年度の予算のときに、こういった組織の活性化策ですとか、そういったものにもぜひ、こういうことをやるというのをつくっていただければいいかなと思います。人事施策という面でもそうですし、それから年間通じてどういうチームで組み合わせてやっていくかとか、そういった人の配置まで含めて一番適切なフォーメーションを組んでいただくというのも必要だと思いますので、そこをぜひ3月の次の予算審議のときには聞かせていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。これが1つです。

それと、もう一つなのですが、今副町長からいろいろ「ホウレンソウ」のときの対応というのをお伺いしたのですが、これを副町長個人の対応ということではなくて、役場の管理職の方皆同じ水準でやる、できるという状況にしていただくのがいいのだろうと思います。コミュニケーションの量は少ないより多いほうがよろしいです。これは、管理者によってかなり個人差がある話なのですけれども、ある程度組織で横串を通して、部下がこう来たらここまでは対応してあげようとか、こういうことを聞いてあげようというのは、個人個人の対応ということではなくて、役場の中である程度横串を通していただきたいと思います。これが2つ目。

3つ目は、職員の方一人一人に対してということなのですが、これは今のとはちょっと逆の話になるのですが、一人一人のやりがいです。一人一人のやりがいとか働きがいとか、テンションが上がるスイッチというのでしょうか、これやっぱり人間ですからもう千差万別違うのです。ですから、そこを一人一人見きわめて適切な配置と適切な能力開発というのをやっていただければと思います。

私からは以上です。一応、今のコメントに対してコメントをいただければと思います。

〇若林スミ子議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 再々質問に対してお答えします。

フォーメーション、人事配置等含めてそういったものを予算の中にどう反映させるかということですが、 柔軟な人事配置というか、ものによって、対象とする政策等によって適材適所で人を配置するということ で、答弁にかえさせていただきたいというふうに思います。

それから、私個人の考え方で、私のやり方ということではなくて、例えば私がこういうこと聞けば、いつも聞かれるとか、いろんな影響が周囲に及んでいくというふうに考えています。どういう問題意識を持って、どう仕事をしていくかということが質問の中に含まれるので、それをまた課内に帰ってまたそれに対する答弁を考えると、そういったことで仕事を一つやっていく上でどういうことを研究しなくてはいけないかとか、調べなくてはいけないかとか、そういった方向性は今見えてきているなというふうに思っていまして、今課長さんたちがいろいろ、私や町長に説明に来るのですが、大体適切な説明ができています。ちょっと一緒に異分子が入ったので、戸惑いもあったと思うのですが、課長さんたちの適応能力というか

行政能力の高さを最近ひしひしと感じているところです。

それから、個人個人のモチベーションを上げるというとなかなか難しいと、例えば課長が仕事を褒めてあげるとか、何かいろいろな本にはいろんなこと書いてあるのですが、一般的にはモチベーション上げるには正当に評価して正当な給料を上げると、それが一つのモチベーションを上げる中心だというふうには考えています。特に今回、今行っているのは不公正な給与の適用があったと。特に前歴換算等でいろいろ適用間違いがあったりということがありましたので、そういうのを今是正しています。

そういった個人の不公平感というとおかしいですけれども、そういう不公平感を除去するということは、職員一人一人のモチベーションを持たせるのに大変重要なことだというふうに考えています。課長さん、あるいはいろんな方が職員のやる気を持たせて、先ほど言ったようにチーム一丸となってある方向に向かっていくというのは、いろんな経営者等のいろんなほうの中にいろいろあるところですが、そういったところはまた各課長さん方に勉強していただいて、対応していきたいというふうに考えています。以上です。

〇若林スミ子議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

〇加藤嘉郎町長 私からも1点だけちょっと補足をさせていただきます。

人材の育成あるいはそのモチベーションの向上等、新年度予算では数字で示してほしいというお話でございました。先ほど来から副町長から答弁させていただいておりますように、経営戦略会議で現在見守りネットワークの件につきまして検討していただいております。これなぜかというと、1つの課ではやり切れない仕事だというふうに私はとらえております。主管課は健康づくり課でございますけれども、1つの課ですと、例えば業者さんに協力を依頼するとか、コミュニティの方にお願いをするとか、いろんな方面の方にお願いをする際に、もう既にそこで健康づくり課の範囲を超えてしまっているというのが現実にあります。その辺の垣根を越えるために、新たに経営戦略会議と名前は大げさでございますけれども、横のつながりを職員間で持って仕事をやってほしいということで発足をさせていただきました。

ですから、育成というか勉強代は、その成果も込めて評価をしていただきたい。新たな事業展開ができた。それに伴う予算付けでもぜひ評価をしていただきたいなというふうに思っております。

そうした見守りネットワークの例を出しましたけれども、その仕事が1つの課でお願いをしておきますと、その担当職員がつぶれる可能性もあるのです。やりがいが変じてつぶれる可能性も出てくるという大変危険な状態も私は感じております。ですから、皆さんの知恵を絞って、各自のその範囲の中において協力し合いながら一つの仕事を成し遂げていくという新しい形態の役場組織を目指したいというふうに思っているところでございます。

〇若林スミ子議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 答弁ありがとうございました。

今町長にご答弁いただいた中で、1点誤解されるといけないので、そこだけ訂正をさせてください。来年度の予算で予算のときにお示しいただきたいと申し上げたのは、予算の中に組み込んだ数字をお示しいただきたいということではなくて、予算の作成方針の中で人事対応の方針です。それから、組織運営の方針も言及していただきたいということです。ですから、予算の数字であらわしてくださいということでは

ないですので、誤解なきようよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。

 \Diamond

◎報告第1号の上程、説明、質疑

〇若林スミ子議長 日程第 5 、報告第 1 号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてを議題といた します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

〇加藤嘉郎町長 上程されました日程第5、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況についてでありますが、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

別添のとおり、平成23年に有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況説明書が提出されております。純売上高1億4,774万8,000円でございます。法人税等の税金178万7,000円を納めますとともに、出資金額に対しまして10%の株主配当金を支払いました。現下の社会情勢及び景気の動向等を見ますと大変厳しいものがあります。特に昨年3月11日、東日本大震災以降の影響や国際的景気の後退等により、道の駅利用者数は前年度より約2万人減少いたしましたが、売り上げ額は約50万円増加しております。このような社会情勢の中、黒字を確保できましたことは関係者各位の努力によるものであります。

いずれにいたしましても、会社の運営状況は順調に推移し健全経営に徹しておりますので、ご報告をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑はございますか。

10番、小泉議員。

○10番 小泉初男議員 先日、産業建設常任委員会の席で振興課長さんから、道の駅はもうかっていると言われましたけれども、さて道の駅の報告事項を見ておりますると、昨年とことしのデータで比較して見ましたけれども、売り上げの方は減額のようですが、提出された決算内容を見ますと昨年は営業損失で、ことしは営業利益と経常利益が昨年よりも高いようですので、昨年とことしの違いを詳しく教えてください。なお、振興課長または社長であります町長にお聞きいたしますけれども、道の駅は何をどのように努力して経営内容をよくしているのか、詳しく説明いただきたいと思います。

また、今世の中の経営者は、日夜仕事はあるだろうか、お客さんが来るだろうか、そういうことに毎日 過ごしているわけでございますけれども、ほとんどの経営者はもうけを出すよりも、今月の給料はどのよ うに支払うのかという考えが今の現状ではないでしょうか。私もぜひとももうけのテクニックをご伝授願 いたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。 **○若林スミ子議長** ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

[村越和昭振興課長登壇]

〇村越和昭振興課長 10番、小泉議員さんからのご質問でございます。売り上げが減額しているにもかかわらず、昨年は営業損益でございましたが、今年度は営業が利益が出ているというところかと思います。昨年度との比較ということで、説明をさせていただきたいと思います。

まず、損益計算書を見ていただきたいと思います。純売上高、こちらにつきましては受託販売手数料、飲食売上高、商品売上高、その他収入金、加工品売上高等となっております。こちらで一番右のところにございますが、1億4,774万7,702円ということでございまして、昨年より約50万、49万9,208円、0.3%増加しております。それから売り上げ原価の方でございますが、期首、棚卸し高、商品の仕入れ高、それから材料仕入れ高、加工品の材料仕入れ高、その他仕入れ高となっております。合計で3,535万8,312円ということでございます。その売り上げの純利益でございますが、右のアンダーラインの下でございます。1億1,560万1,733円となってございます。こちらにつきましても、31万654円、0.3%昨年より増加してございます。

それから、次の販売費、及び一般管理費でございますが、こちらにつきましては今年度は1億956万8,795円ということで、前年度より738万7,995円、率にしまして昨年より6.3%の減額になっております。 といったことで、営業利益、今年度につきましては603万2,938円となったわけでございます。

それから、このような状況で経営努力といいますか、こちらにつきましては人件費の削減を効率的な従業員の配置等によりまして削減ができたということでございます。徹底した効率化によりまして、そのような状況になったというような状況でございます。それから、その一般管理費の中で消耗品等につきましても、昨年よりかなり減額をしていただいてございます。そのような理由から、今年度大分黒字になったということでございます。

それから、誘客について、それから給料を支払うのに大変苦労されてということでございます。それは、 道の駅も同様でございます。もうけのテクニックといいますかそういうのは議員さんもともにそういった ことを考えていければいいかなと考えております。そういったテクニックですか、それが今のところ誘客 数といいますか、道の駅の利用者数につきましては、昨年度より約2万人ほど減少しております。

そういったことで経営努力によりまして今年度黒字になったというような状況でございます。また、そのいかにしたらもうかるのかというようなそういったテクニック、こちらもまた検討していきたいと思いますので、またご指導のほどよろしくお願いいたします。

〇若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉議員。

○10番 小泉初男議員 今課長からお話を聞きましたけれども、この決算書を見ておりますると本来であれ は役員報酬が幾ら、ことしの役員報酬、さもや社員給料が幾らというのはここには出てこないわけでござ いますけれども、その中で今課長が答弁したしましたけれども、確かに人件費削減ですか、あると思いま すけれども、私は今まで余り人を褒めるとか、けち専門でございまして、言わなかったわけでございます けれども、よく芦ヶ久保の人たちとか、または朝早く埼玉医大の病院に行く方々が私のところに来まして、 支配人が朝早くから夜遅くまで掃除をしたり、駐車場や施設の周りの清掃、トイレの清掃、草刈り作業、またはうどん、そば、てんぷら揚げ、またはキュウリとかナスとかカボチャとか注文取りから配達まで、一人三役四役の仕事をしているようでございますけれども、よく世間で支配人がまいってしまったらという心配している方が多いようでございます。たまに私どもの会社にも、キュウリを持ったり、いろんなもの持ってくるわけでございますけれども、顔つきを見ておりましても青いような顔してるから、ぐあいでも悪いのかなと見ておりまするけれども、今の時代はどうにか体を使わなければ利益にならない。人の2倍、3倍も仕事しなければ利益にならないのが現状であるふうに考えているわけでございます。軽く課長さん当たりが道の駅はもうかっているというのであれば、自分でも現地を把握して、こういうわけでこうだからこうなりましたよというのが、課長の務めかなというふうに思っているわけでございます。

私は、前支配人も、現支配人も立派な経営能力があると思っておるわけでございます。その中で、お互いの長所、短所、その手腕等の違いについて率直な見解を町長、副町長にお尋ねをするわけでございます。

〇若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長。

[加藤嘉郎町長登壇]

○加藤嘉郎町長 お答えをさせていただきます。

ご心配をいただきまして大変ありがとうございます。今までで3代目の支配人でございますけれども、各支配人とも100%フル回転の状況で経営努力をされております。その結果が、今回の数字も生み出しているわけでありまして、私がいつも心配をしているのは、そのフル回転がどこまで続くのかというのを心配しております。よく軍隊で友軍というのがありますけれども、友軍の必要性というのは常に組織上持っていなければいけない部分だろうというふうに思っておりまして、その友軍をこれから道の駅においてもつくっていく必要もあるのではないかというふうにも思っております。ただ、経営体でございますから、利益を出さないということは一番の悪いことになりますので、利益を出しながら、そうした友軍的活動ができる組織体にこれからしていかなければならないのではないかというふうには強く思っております。

○若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

10番、小泉議員。

○10番 小泉初男議員 私は前々から自分のことは自分でやるという考え方から、役場の委託料等の問題を 指摘してまいりましたけれども、よく職員の皆様方は、道の駅でも見習って道の駅の経営感覚でも取り入 れて役場内の事務改善をしたらいいというふうに思っているわけでございます。

よく私も6月議会になりますると、役場に来ると今までは入って来ると草もぼうぼう生えてたし、植木 もぼうぼうだったわけでございますけれども、きょう見ておりまするとちゃんと刈ってあるな、よく草も むしってあるな、町の職員さんも少しは変わったのかなというふうに思っているわけでございます。

その中で1点だけ申し上げますけれども、草むしりはだれでもできますけれども、ドウダンツツジですか、ありますけれども、皆さん方に刈ってもらってやっておりますけれども、植木も町の顔でございますので、1日ぐらいは、トラ刈りではなくて、職人さんの1人ぐらいを雇って、1日ですよ。やったらどうかなというふうに思っているわけでございます。あとは、できることは皆さんでこれからもぜひやっていただきますようにお願いを申し上げまして、質問にかえさせていただきます。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。 総務課長。

[田端啓二総務課長登壇]

○田端啓二総務課長 ただいま小泉議員さんから貴重なご意見、お伺いをさせていただきました。確かに職員でできることと、できないことあります。そのようなことで、専門的な部分、植木について、植木に限らずいろんな部分で、専門的な部分の力を必要な場合には使わしていただいて、やっていきたいと考えております。よろしくお願いします。

[何事か言う人あり]

- ○田端啓二総務課長 そのように対応させていただきます。
- **〇若林スミ子議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇若林スミ子議長 日程第5、報告第1号 有限会社果樹公園あしがくぼの経営状況については、報告のと おりご了承願います。

	^	
_	\$ <u> </u>	

◎報告第2号の上程、説明、質疑

〇若林スミ子議長 日程第6、報告第2号 平成23年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

〇加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第6、報告第2号 平成23年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計 算書の報告についてでありますが、繰越明許費に係る歳出予算の経費は翌年度に繰り越したので、地方自 治法施行令146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

ご了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〇若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

質疑はございますか。

[「なし」と言う人あり]

〇若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

日程第6、報告第2号 平成23年度横瀬町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、報告のと おりご了承願います。

\wedge		
\vee		

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

〇若林スミ子議長 日程第7、請願第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書を議題と いたします。

総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。

2番、総務文教常任委員長。

[新井鼓次郎総務文教厚生委員長登壇]

○新井鼓次郎総務文教厚生委員長 皆さんこんにちは。ただいま議長より指名がございましたので、上程されました請願第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書について総務文教厚生常任委員会における、審査の概要をご報告いたします。

本件は平成24年3月の定例議会において本委員会に付託になったもので、審査は6月6日に委員会を開催し、審議を行いました。審議では、参考上必要あるものについては執行部の意見を聞くことについて了承を得ました。初めにこの請願の紹介議員を参考人として意見を伺う予定でしたが、欠席のため執行部より障害者総合福祉法(仮称)に関する経緯について説明を受けました。

新たに障害者総合福祉法(仮称)が成立となった場合の横瀬町及び障害者個人に対する影響について質疑があり、その後各委員より討論を行いました。各委員の意見は、おおむね次のとおりであります。国連では障害者権利条約が採択され、各国が批准している中、日本がいまだに批准していないのは不思議である。この請願の方向性はよいのではないかなどの意見が出ました。

以上、討論までの内容を踏まえ、採決をいたしました。採決の方法は挙手採決とし、結果、挙手総員により採択と決定いたしました。

以上で、総務文教厚生常任委員会の審査報告を終わります。

○若林スミ子議長

総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

この際、質疑がありましたらお受けしたいと思います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

〇若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第7、請願第1号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書はこれを採択することに 賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

〇若林スミ子議長 起立多数であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇若林スミ子議長 日程第8、議案第24号 横瀬町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[加藤嘉郎町長登壇]

〇加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第24号 横瀬町公民館設置及び管理条例の一部を改正する 条例についてでありますが、社会教育法の一部改正に伴い関係条例の整理をしたいので、この案を提出す るものであります。

なお、細部につきましては担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課より補足説明をいたさせます。

教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 それでは、議案第24号の補足説明をさせていただきます。

この条例は、町長の提案理由にもありましたとおり、社会教育法の一部改正に伴いまして公民館審議委員会委員の選任に関する条を改正する必要が生じましたので、条例改正をするものでございます。

それでは、議案第24条の資料を見ていただければと思います。新旧対照表でございますけれども、右側が現行、左側が改正案でございます。現行の第5条、本会の委員は法第30条第1項に規定する者のうちから教育委員会が委嘱すると定めていましたが、改正案では文部省令で定める基準を参酌して、本会の委員は学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱すると定めているものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用するとあるのは、従前の法律で定めた基準と今度町で定めた基準の条文の内容は全く変わっていませんので、そのまま施行するということでございます。

以上でございます。

○若林スミ子議長 補足説明を終わります。

続きまして質疑に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第8、議案第24号 横瀬町公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例はこれを原案のとおり決

するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

〇若林スミ子議長 起立総員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○若林スミ子議長 ここで本休憩としたいと思います。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇若林スミ子議長 日程第9、議案第25号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第9、議案第25号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算(第1号)の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算それぞれ118万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億3,818万5,000円とするものでございます。

主な内容でありますが、歳出におきまして子ども手当制度が本年3月31日で終了し、4月1日以降は児童手当法の改正により支給となるため、事業の組みかえに伴い増額計上いたしました。また、あわせて予備費を増額計上いたしました。

次に、歳入でございますが、国家支出金及び県支出金は、歳出と同様の事業による費目を組みかえ、増額計上いたしました。

以上、平成24年度一般会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補 足説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時05分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了いたしましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

〔「なし」と言う人あり〕

〇若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第25号 平成24年度横瀬町一般会計補正予算(第1号)については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇若林スミ子議長 起立総員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 $- \diamond -$

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇若林スミ子議長 日程第10、議案第26号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題 といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第10、議案第26号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算 (第1号)の概要を申し上げます。

まず、歳出でございますが、介護支援専門員専門研修等負担金の不足が見込まれることから、増額計上いたしました。一方歳入では、事業費の増額に伴い、交付される交付金、繰入金について増額計上いたしました。これらにより、今回の補正は歳入歳出予算にそれぞれ1万6,000円を追加し本年度予算総額を歳入歳出それぞれ6億4,846万6,000円といたしました。

以上、介護保険特別会計補正予算の主な内容を申し上げましたが、細部につきましては担当課長に補足 説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。 ○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時08分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

[「なし」と言う人あり]

〇若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

〇若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第26号 平成24年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第1号)については、これを原 案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

〇若林スミ子議長 起立総員であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇若林スミ子議長 日程第11、議案第27号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

〇加藤嘉郎町長 上程いたされました日程第11、議案第27号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第 1号)の概要を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出でございます。収益的支出では、設備の老朽化などによる遠方監視装置改修工事に伴い、固定資産除去費を増額計上したほか、消費税及び地方消費税並びに予備費を減額計上しまし

た。

以上、収益的支出の主な内容について申し上げましたが、今回の補正は支出内で増減調整ができたため、 収益的収入及び支出予算の総額に増減はありません。

次に、資本的支出でございますが、遠方監視装置の老朽化による改修工事に係る経費を増額計上いたしました。一方、資本的収入につきましては、今回補正予算の計上はございません。

この結果、今回の補正は資本的支出に1,008万円を追加し、資本的支出の予算総額を1億5,148万9,000円 といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び、 当年度分消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。また、第5条に、債務負担行為をする ことができる事項、期間及び限度額を定めるものです。

以上、横瀬町水道事業会計補正予算の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当課長より補足 説明をいたさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より補足説明をいたさせます。 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時13分

〇若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、全般にわたりお願いいたします。

なお、質疑の際はページ数をお示しください。

質疑ございますか。

4番、大野議員。

○4番 大野伸惠議員 1点教えてください。

7ページなのですが、山口浄水場の装置改修工事が補正で出されているのですが、6月補正で出される ということは、何か急に故障してしまったのかどうかということなのですが、それを1点と、あと山口浄 水場も今後使用していくのかどうか、それを教えていただきたいと思います。

以上です。

○若林スミ子議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

上下水道課長。

〔町田 多上下水道課長登壇〕

〇町田 多上下水道課長 4番、大野議員さんのご質問でございます。2点ございました。

急に故障したのかということと、山口浄水場は今後も使用するのかということでございます。

急に故障したのかということでございますけれども、このテレメーターは遠隔装置なのですけれども、これは5月です。5月の補正予算を組む直前ぐらいにちょうど壊れていまいました。このテレメーターというのは、今現在山口浄水場、そして生川浄水場、それに寺坂浄水場、それともう一つ、六番沢を日向山地区に送水している送水ポンプがあるのですけれども、それらの施設を監視する施設でございまして、それらの施設のところに子機が置いてあります。その子機から親機が姿見山浄水場に置いてあるのですけれども、そちらのほうに全部飛ばしまして、姿見山浄水場で一括して管理をするというような形でやっているのですけれども、それが今壊れてしまったという状況であります。今現在は、職員のほうでその対応として山口浄水場に出向いて、資料収集をして持って来ているという状況なので、できれば早急に対応して改修をしたいということで、今回の補正に上げさせていただきました。

それと、山口浄水場は今後も使用するのかということですけれども、かなり老朽化が進んでおります。ただ、今横瀬町、当町の現状といたしますと、ご存じだと思いますけれども、姿見山浄水場がフル稼働すれば、その浄水場は全部賄えるのですけれども、いろいろな事情がございます。というのは、前にもご質問に対して答えたことあるかと思うのですけれども、姿見山の浄水場一つに絞ってしまいますと、かなり危険な面があります。というのは、どういうことかといいますと、災害等起きたときにかなりそこまで持ってきている、水を運んでいる施設があるのですけれども、それは秩父用水土地改良区で所有している施設なのですが、それを利用させていただいて姿見山浄水場まで運んでおりますけれども、その施設が老朽化しているものですから、例えば大きな地震でも来ますと水が来ない状況になります。そういったことを考えますと、かなり老朽化していますけれども、山口浄水場もまだ残しておかなくてはならないという状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

O若林スミ子議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第27号 平成24年度横瀬町水道事業会計補正予算(第1号)については、これを原案のとおり決するに賛成する諸君の起立を求めます。

[起立全員]

〇若林スミ子議長 起立総員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定いたしました。 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時19分

〇若林スミ子議長 再開いたします。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

〇若林スミ子議長 日程第12、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

〇加藤嘉郎町長 上程されました日程第12、議案第28号 人権擁護委員の推薦についてでありますが、人権 擁護委員一柳マサ子氏は、平成24年9月30日で任期満了となるため、後任に余語正惠氏を推薦することに ついて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、この案を提出するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○若林スミ子議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。

[「なし」と言う人あり]

〇若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

人事案件でございますので、討論を省略し、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦については、これを原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時22分

○若林スミ子議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〇若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

ただいま2番、新井鼓次郎議員から、発議第3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見 書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として、直ちに議題としたいと思います が、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、発議第3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇若林スミ子議長 追加日程第1、発議第3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の趣旨説明を求めます。

2番、新井鼓次郎議員。

[2番 新井鼓次郎議員登壇]

○2番 新井鼓次郎議員 ただいま議長よりお許しをいただきましたので、上程されました発議第3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書について、提出者として発言をいたします。

この意見書について、会議規則第13条の規定により、別添のとおり提出するものであります。提案理由 といたしまして、さきに本会議で採択となりました障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める請願書 の趣旨に基づき、意見書を関係機関に送付したいというものであります。

原文を朗読させていただきます。

障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書

我が国では、平成18年4月、障がいのある人も障がいのない人ともに、地域社会で生活できるための仕組みを目指した「障害者自立支援法」が施行された。

しかし、法の施行直後から、新たに導入された応益負担をはじめ、障がい程度区分など様々な問題点が 指摘されてきたところである。その後、政府は平成22年1月に障害者自立支援法訴訟の71人の原告との間 で、速やかに応益負担を廃止し、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な 福祉制度を実施するとの基本合意を交わした。

一方、国連では、平成18年に障害者権利条約が採択され、すでに100か国以上が批准を終えているが、 我が国では、国内法が未整備のため、いまだ批准できない状況にある。

これらの問題解決に向けて、障がい者制度の集中的な改革を行うため、平成22年1月に、内閣府におけ

る「障がい者制度改革推進本部(本部長:野田佳彦首相)」の下に「障がい者制度改革推進会議」が設置された。ここでの検討を踏まえて、平成23年7月には障害者基本法の改正が行われ、また8月には同推進会議の下に設けられた総合福祉部会において、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」が取りまとめられたところである。

障がいの種類や程度、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障がい者自ら選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害者基本法や総合福祉部会の骨格提言に沿って『障害者総合福祉法(仮称)』を着実かつ速やかに立法化する必要がある。

よって、下記の事項を十分に配慮した上で、障害者総合福祉法(仮称)を早期に成立させ、施行するよう強く要望する。

記

障害者総合福祉法(仮称)制定にあたり、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を 最大限尊重し反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 6月20日

埼玉県秩父郡横瀬町議会議長 若林 スミ子

提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣でございます。 以上で、提出者としての趣旨説明を終わりにいたします。

○若林スミ子議長 趣旨説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

7番、町田勇佐久議員。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○7番 町田勇佐久議員 ただいまの意見書へ賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの意見書にありますように、我が国では平成18年4月、障害のある人もない人とともに、地域社会で生活できる仕組みを目指した。しかし、法の施行直後から新たに導入された応益負担制度は、障害は自己責任、家族責任としました。障害を持って生まれることや中途障害を負うことは、本人や家族の意思とは全く別のことです。また、介護保険との統合を前提とした制度設計から障害程度区分が導入され、しかも利用上限もあり、障害者が生きることにお金がかかり、しかも今まで受けていた支援が受けられない時代が全国に広がりました。これは、障害を持っていても人間らしく生きることができる憲法で保障された基本的人権すらほど遠く、いろいろと問題点が指摘されました。その後政府は、平成22年1月、障害者自立支援訴訟の原告71名との間で速やかに応益負担を廃止するとともに、遅くとも平成25年8月までに障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な福祉法を実施すると明言されております。

また、世界を見ても、平成18年には国連加盟国の半数以上、100カ国が障害者権利条約を採択し、批准を終えています。意見書にもうたわれているように、障害の程度や種類、家族の状況、経済力、居住する自治体にかかわらず、障害者みずから選んだ地域で自分らしく暮らせる社会を実現するためには、障害の定義を社会的障壁(日常社会生活上で障壁となる事物、制度、慣行など)とした障害者基本法や、昨年8月の骨格に関する総合福祉部会の提言の精神に基づいた障害者総合福祉法(仮称)を着実かつ速やかに立

法化することを要望するものであり、意見書に賛成するものであります。議員各自のご賛同をお願いし、 賛成討論といたします。よろしくお願いします。

〇若林スミ子議長 提出者並びに賛成者の発言を終了いたします。

質疑に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

O若林スミ子議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○若林スミ子議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

追加日程第1、発議第3号 障害者総合福祉法(仮称)の早期制定を求める意見書は、これを原案のと おり決することとともに衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出することに賛成 する諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇若林スミ子議長 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決決定し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び厚生労働 大臣に提出することに決定いたしました。

--- ♦ --

◎閉会中の継続審査の申し出

〇若林スミ子議長 ここで、お諮りいたします。

各常任委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、さように取り計らいをさせていただきます。

〇若林スミ子議長 ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適当あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

〇若林スミ子議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

〇若林スミ子議長 以上で本定例会の会議に付された事件はすべて議了いたしました。

これで会議を閉じます。

平成24年第3回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後 2時33分